

大雪地区広域連合国民健康保険条例

平成 16 年 3 月 29 日
条例第 2 号

改正 平成 16 年 6 月 28 日 条例第 5 号
平成 17 年 6 月 30 日 条例第 2 号
平成 18 年 3 月 31 日 条例第 4 号
平成 18 年 6 月 20 日 条例第 5 号
平成 18 年 12 月 26 日 条例第 6 号
平成 19 年 3 月 30 日 条例第 3 号
平成 19 年 6 月 25 日 条例第 5 号
平成 20 年 4 月 1 日 条例第 3 号
平成 20 年 6 月 30 日 条例第 4 号
平成 20 年 12 月 22 日 条例第 5 号
平成 21 年 6 月 26 日 条例第 4 号
平成 22 年 6 月 24 日 条例第 1 号
平成 23 年 3 月 31 日 条例第 1 号
平成 23 年 6 月 20 日 条例第 3 号
平成 24 年 6 月 18 日 条例第 2 号
平成 25 年 6 月 19 日 条例第 4 号
平成 26 年 3 月 25 日 条例第 3 号
平成 27 年 6 月 16 日 条例第 2 号
平成 28 年 3 月 25 日 条例第 7 号
平成 28 年 6 月 14 日 条例第 8 号
平成 29 年 6 月 14 日 条例第 5 号
平成 30 年 6 月 13 日 条例第 6 号
令和元年 6 月 14 日 条例第 2 号
令和 2 年 6 月 12 日 条例第 2 号
令和 2 年 12 月 22 日 条例第 4 号
令和 3 年 3 月 23 日 条例第 3 号
令和 3 年 6 月 14 日 条例第 1 号
令和 4 年 6 月 13 日 条例第 1 号
令和 5 年 3 月 22 日 条例第 6 号

目次

- 第1章 大雪地区広域連合が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 大雪地区広域連合国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 削除
- 第4章 保険給付（第5条・第6条）
- 第5章 保健事業（第7条）
- 第6章 保険料（第8条—第40条）
- 第7章 雑則（第41条）
- 第8章 罰則（第42条—第45条）

附則

第1章 大雪地区広域連合が行う国民健康保険の事務

（大雪地区広域連合が行う国民健康保険の事務）

第1条 大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 大雪地区広域連合国民健康保険運営協議会

（名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第11条第2項の規定により大雪地区広域連合に設置された国民健康保険の運営に関する協議会の名称は、大雪地区広域連合国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（委員の定数）

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 6人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- （3）公益を代表する委員 6人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 削除

第4条 削除

第4章 保険給付

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、30,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第5章 保健事業

（保健事業）

第7条 広域連合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

（1）健康教育

（2）健康相談

（3）健康診査

（4）その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 前項に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 保険料

（保険料の賦課）

第8条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者であるものがある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主であるとみなして（次項及び第4項において「擬制世帯主」という。）国民健康保険料を課する。

3 前項の場合において擬制世帯主の世帯の国民健康保険被保険者から次に定める届出があったときは、前項の規定にかかわらず厚生労働省保険局長通知（平成 13 年 12 月 25 日保発第 291 号通知）に基づき、届出のあった変更後の世帯主（以下本項において「国保特例世帯主」という。）を第 1 項に規定する世帯主とみなして国民健康保険料を課する。

- (1) 国民健康保険法施行規則第 10 条の 2 に定める世帯主変更届出
- (2) 擬制世帯主から国保特例世帯主とすることについての同意
- (3) 擬制世帯主が国保特例世帯主に係る国民健康保険料の納付を連帯保証する旨の申出

4 擬制世帯主が国民健康保険被保険者となった場合には、前項の規定にかかわらず第 1 項の規定により課する。

（保険料の賦課額）

第 9 条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第 10 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 29 条及び第 29 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による保険料の減免を行う場合においては第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第 81 条の 2 第 5 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第 81 条の 2 第 10 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第 74 条の規定による補助金の額

ロ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにお

いて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
ハ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(3) 当該年度における第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 11 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 12 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若

しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等にかかる譲渡所得の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第29条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法8条第4項(同法12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第29条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)

第13条 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の6.3
- (2) 第11条の被保険者均等割 被保険者1人について 22,000円
- (3) 第11条の世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。））以外の世帯 26,000円

ロ 特定世帯 13,000円

ハ 特定継続世帯 19,500円

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第15条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第16条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定）

第17条 削除

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第18条 第15条の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第18条の2 第15条の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条第1項第3号ロに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条第1項第3号ハに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第19条 第11条又は第15条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。）は、650,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条及び第29条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項第1号及び第2号の規定による保険料の減免を行う場合においては第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替

えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金
を除く。) の額

(3) 当該年度における第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による後期高齢者支
援金等賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 19 条の 3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属す
る一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並び
に当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同
一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定
した世帯別平等割額）の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 19 条の 4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の
所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 19 条の 6 の所得割の保険料率を乗じ
て算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第 19 条の 5 削除

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 19 条の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のと
おりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.3

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 8,000 円

(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマ
までに定める額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 9,000 円

ロ 特定世帯 4,500 円

ハ 特定継続世帯 6,750 円

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数
又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 19 条の 7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課
額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等
割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職

被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額) とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 19 条の 8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 19 条の 6 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第 19 条の 9 削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 19 条の 10 第 19 条の 7 の被保険者均等割額は、第 19 条の 6 の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 19 条の 11 第 19 条の 7 の世帯別平等割額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号から第 3 号までに定める額とする。

(1) 第 2 号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 19 条の 6 第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 19 条の 6 第 1 項第 3 号ロに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 19 条の 6 第 1 項第 3 号ハに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 19 条の 12 第 19 条の 3 又は第 19 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 19 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 19 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 28 条及び第 29 条第 1 項において同じ。) は、200,000 円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第 20 条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第 29 条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

ただし、第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による保険料の減免を行う場合においては第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

（介護納付金賦課額）

第 21 条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第 22 条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 24 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の資産割額の算定）

第 23 条 削除

（介護納付金賦課額の保険料率）

第 24 条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 1.4

(2) 第 21 条の被保険者均等割 被保険者 1 人について 8,700 円

(3) 第 21 条の世帯別平等割 1 世帯について 8,000 円

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(介護納付金賦課限度額)

第25条 第21条の賦課額は、170,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第26条 削除

(普通徴収に係る納期)

第27条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 7月15日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月28日まで
- (7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで

2 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

3 広域連合長は、特別の事情がある場合において第1項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の3若しくは第19条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第21条の額又は第29条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した

日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の3若しくは第19条の7の額又は第21条の額又は第29条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得として区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有するもの(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては地方税法 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 285,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 520,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

2 第 14 条第 2 項の規定は、前項各号イ及びロに規定する額（前項に規定する第 1 号の一人当たり軽減額、第 2 号の一人当たり軽減額及び第 3 号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項の規定中「保険

料率」とあるのは「額」（「第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3又は第19条の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第19条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは、「第21条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第29条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「について、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(特例対象被保険者等の届出)

第29条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、所定の届出書を連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出にあたり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の掲示を求められた場合においては、これを掲示しなければならない。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第29条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険

者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 14 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った額の後とする。）を控除して得た額とする（第 3 項に掲げる場合を除く）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 14 条又は第 18 条」とあるのは「第 19 条の 6 又は第 19 条の 10」と「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第 29 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 14 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 29 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第 1 号に掲げる額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 3 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 14 条又は第 18 条」とあるのは「第 19 条の 6 又は第 19 条の 10」と、「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。

（保険料の額の通知）

第 30 条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、すみやかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（徴収猶予）

第 31 条 広域連合長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1 年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次の掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第 32 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
 - イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - ロ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (イ) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (ロ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ハ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (ニ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (ホ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- (3) 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児、国民健康保険料の納付義務者となる者及びその配偶者である者を除く。）

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金の支払を受ける日前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第3号の規定の減免については、国民健康保険異動届又は旧被扶養者異動連絡票等により確認できた場合は、申請書の提出を省略することができる。

(1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第33条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が広域連合長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（過誤納金に係る納付金の取扱）

第34条 納付義務者の過納又は誤納に係る納付金がある場合において、当該納付義務者に未納の納付金があるときは、過納又は誤納に係る給付金を未納に係る納付金に充当することができる。

2 過納又は誤納に係る給付金を還付し、又は前項の規定によって、未納の納付金に充当する場合においては、直ちに当該納付義務者に対し、過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書を発しなければならない。

（還付加算金）

第35条 前条の規定により、過納又は誤納に係る納付金を還付又は充当する場合においては、その過誤納金が納付された日の翌日から広域連合長が還付のため支出を

決定した日又は充当をした日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。

(端数計算等)

第 36 条 第 12 条第 1 項の賦課標準を計算する場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 延滞金及び還付加算金の金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 納付額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付額に合算する。賦課額に変更のあった場合もまた同様とする。

(督促)

第 37 条 納付義務者が、納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後 20 日以内に、期限を指定して督促状を発付しなければならない。ただし、第 31 条の規定による保険料の納付の猶予をする場合は、この限りではない。

2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(延滞金)

第 38 条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント (納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、端数計算については、第 36 条第 3 項の例による。

2 広域連合長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定する延滞金を減免することができる。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 39 条 第 35 条及び前条第 1 項の規定に定める還付加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(東川町税条例の準用)

第 40 条 この章に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、東川町税条例（昭和 29 年東川町条例第 10 号）の例による。

第 7 章 雑則

第 41 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第 8 章 罰則

第 42 条 広域連合は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

第 43 条 広域連合は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。

第 44 条 広域連合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 45 条 前 3 条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

- 2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
（大雪地区広域連合国民健康保険運営協議会条例の廃止）
- 2 大雪地区広域連合国民健康保険運営協議会条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 30 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例施行の日前に、関係町の国民健康保険条例の規定になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 関係町の平成 15 年度国民健康保険特別会計の出納閉鎖後において、次に掲げる債権債務がある場合はこれを引き継ぐものとする。
 - （1）国等負担金等精算に係る債権債務
 - （2）その他必要と認められる債権債務

(平成 18 年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

- 5 平成 18 年度における第 10 条の規定の適用については、同条第 1 号中「、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは、「健康保険法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 11 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年改正前国保法」という。）第 52 条の規定による入院時食事療養費、平成 18 年改正前国保法第 53 条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成 18 年改正前国保法附則第 17 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成 18 年改正前国保法第 52 条の規定による入院時食事療養費、平成 18 年改正前国保法第 53 条の規定による特定療養費」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「平成 18 年改正前国保法附則第 16 項の規定による交付金その他」とする。

(平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

6 削除

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第 29 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(平成 22 年度以降の保険料の減免の特例)

- 8 当分の間、平成 22 年度以降の第 32 条第 1 項第 2 号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(還付加算金の割合等の特例)

- 9 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項について同じ。）に年 0.5 パーセン

トの割合を加算した割合をいう。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、第 35 条に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同条の規定の適用については、同条中「年 7.3 パーセントの割合」とあるのは「附則第 9 項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。

(延滞金の割合等の特例)

10 当分の間、第 38 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

11 前 2 項のいずれかの規定の適用がある場合における還付加算金及び延滞金の額の計算において、前 2 項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合の計算における加算した割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは年 0.1 パーセントの割合とする。

12 前 3 項のいずれかの規定の適用がある場合における還付加算金および延滞金の額の計算に於いて、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

13 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

14 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（そ

の額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 15 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 16 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第13項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 17 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 18 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

- 19 新型コロナウイルス感染症の影響により第32条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、令和3年度から令和4年度の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

(条例第32条第1項第3号による保険料の減免の特例)

- 20 条例第32条第1項第3号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、令和4年度分の保険料に限り適用する。

附 則（平成 16 年 6 月 28 日条例第 5 号）

（施行月日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
（適用区分）
- 2 改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例附則第 8 項および第 9 項の規定は、平成 17 年度以降の年度分の国民健康保険料について適用し、平成 16 年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日条例第 2 号）

（施行月日）

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号）

（施行月日）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 6 月 20 日条例第 5 号）

（施行月日）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する、ただし第 5 条第 1 項、第 10 条第 1 項第 1 号、附則第 5 項及び附則第 6 項の改正規定は平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例附則第 23 項及び第 24 項の規定は、平成 19 年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 3 号）

（施行期日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 25 日条例第 5 号）

（施行月日）

この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 20 年度分の保険料から適用し、平成 19 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 6 月 30 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 12 月 22 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に出産した被保険者に係る大雪地区広域連合国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 6 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 25 項の規定は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 6 月 24 日条例第 1 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定 (第 12 条第 1 項及び第 29 条第 1 項第 1 号の改正規定を除く。) は、同年 6 月 19 日から適用し、同条中第 12 条第 1 項及び第 29 条第 1 項第 1 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から適用する。

2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 21 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 6 月 20 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成 23 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 22 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 6 月 18 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 章の改正規定は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 23 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 6 月 19 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 9 項及び第 10 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 24 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 6 月 16 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 7 条）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 14 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 14 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 6 月 13 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月 14 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 前項の規定による改正後の大雪地区国民健康保険条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 12 項から第 17 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例附則第 9 項から第 12 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金及び延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例第 12 条、第 29 条及び附則第 7 項の規定は令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 6 月 14 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月13日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大雪地区広域連合国民健康保険条例の規定は令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る大雪地区広域連合国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。